

# 号外 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町復興推進課

## 防災集団移転促進事業による住宅再建に係る補助制度について

町では、防災集団移転促進事業により整備した高台住宅団地の分譲を、今年度より開始します。この事業により高台住宅団地等に移転する方を対象として、利子補給と移転費用等の補助制度が実施されます。

### 《制度の概要》

項目	内容
対象者	次のすべてに該当する方 ①平成23年3月11日の時点で、町内の移転促進区域に居住していた方 ②防災集団移転促進事業により高台住宅団地等の移転促進区域外に移転する方 ③申請時に土地や建物に関する契約・工事等が未着手である方
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町外に移転する方は対象外です。</li> <li>・町の補助金交付決定以前に土地・建物の売買や金銭消費貸借契約などをすでに行っている、または工事が着工・完成している場合はこの制度の対象とはなりません。</li> <li>・申請を受け付けてから、1か月程度審査に時間を要します。早めにご相談や申請を行うようにしてください。</li> <li>・補助金の支払いは、契約や工事等の完了後となります。</li> </ul>
補助額	①住宅再建費用に対する借入金の利子相当額（利率は年8.0%以内） <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅新築・購入に対する借入：上限457万円</li> <li>・土地購入に対する借入：上限206万円</li> <li>・住宅用地造成に対する借入：上限59.7万円</li> </ul> ②住居の移転に伴う費用（引っ越し費用）等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限80.2万円（離農等を伴う場合、上限239.4万円）</li> </ul>
申請期間	平成27年4月1日～
申請方法	役場3階の建築住宅課に備え付けてある申請書に記入した上で、必要書類を添えて提出してください。
問合せ先	役場 建築住宅課 0193-82-3111（内線347、348）

### ご注意

この制度は、土地や建物に関する契約を行う前でなければ申請できません。防災集団移転促進事業により整備される高台住宅団地での再建を希望し、住宅再建費用の借入等を検討している方は、契約等の前に建築住宅課までご相談ください。